

---

# 第1章 計画策定の基本的考え方

---



## 1 計画策定の趣旨

高度経済成長に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちの生活に物質的な豊かさを与えてくれました。その反面、資源の浪費や地球温暖化などの地球規模の問題が深刻さを増すばかりでなく、私たちの身近においても様々な環境問題を引き起こしています。なかでも、ごみ問題については、日常のごみ出しマナーから減量・リサイクルに向けた取組の推進、不法投棄の防止に至るまで、市民の関心は年々高まっています。このため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の形成を進めていくことが課題となっています。

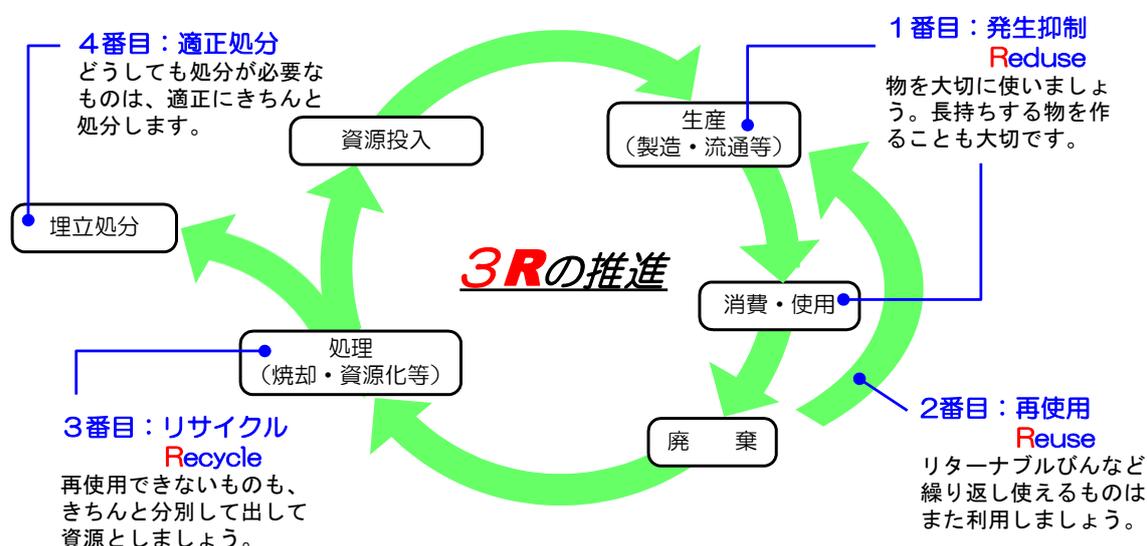


図 1-1 循環型社会のイメージ

本市では現在、平成18年3月に策定した「西条市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、市民・事業者の協力を得ながら適正なごみ処理を推進しています。近年、本市のごみ排出量は減少傾向にありますが、人口減少や核家族化の進行を背景に、1人1日当たりのごみ排出量は近年概ね横ばいに推移しており、資源化率は伸び悩んでいる状況です。また、本市のごみ処理収支は、施設運営やごみ収集に係る経費が、手数料等による収入を大きく上回る状況となっています。

このような課題を踏まえ、本計画は、3R推進による循環型社会の形成を目指し、本市における現状のごみ処理システムを見直し、さらなるごみの減量・資源化を推進するために必要な取組を明らかにすることをねらいとします。

## 2 計画の基本的事項

### 1) 位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき策定するもので、長期的・総合的視点に立って、本市における計画的なごみ処理を推進するための基本方針となるものです。ごみ排出抑制から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために、国の法律・計画、愛媛県の計画及び本市の総合計画・環境基本計画等の上位計画と整合を図りつつ、必要な事項を定めます。

### 2) 対象区域

本計画は、西条市全域を対象とします。

### 3) 計画の範囲

本計画は、市内の家庭・事業所から排出される一般廃棄物のほか、災害廃棄物を対象とします。

### 4) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成43（2031）年度の15年間とします。

なお、概ね5年後に中間点検を行い、社会情勢や本計画の進捗状況などを考慮したうえで、計画の推進に支障をきたす事項が認められる場合においては、計画内容の見直しを行うこととします。

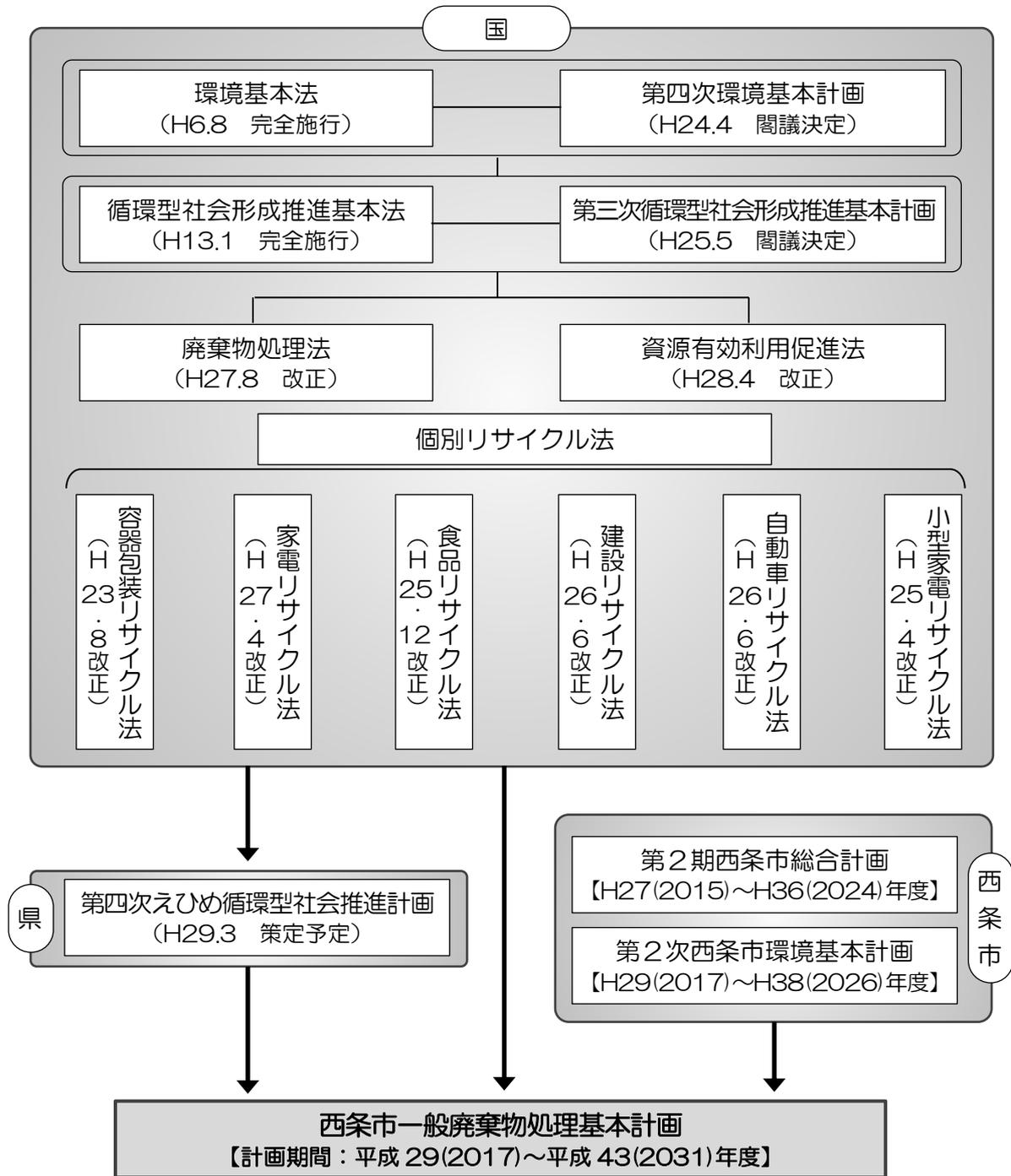


図 1-2 本計画の位置付け

### ■本市のごみ処理に係る経費

平成27年度における本市のごみ処理収支は、収入が約8,100万円、支出が約8億8,100万円で、支出が収入の約11倍となっています。ごみ処理に係る経費は差し引き約8億円で、市民1人あたりでは約7,100円になります。

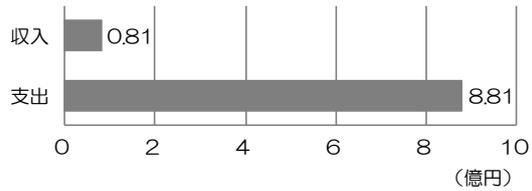


図1-3 ごみ処理収支概要  
(平成27年度実績)

主な収入は、道前クリーンセンターの運営によるもので、全体の90%以上を占めています。残りは、指定ごみ袋の販売手数料や、最終処分場へのごみの直接搬入に伴う許可手数料です。一方、支出の半分以上は道前クリーンセンターの運営費であり、5億円を超える費用がかかっています。次にごみ収集・運搬が多く、約2.1億円(23.5%)となっています。

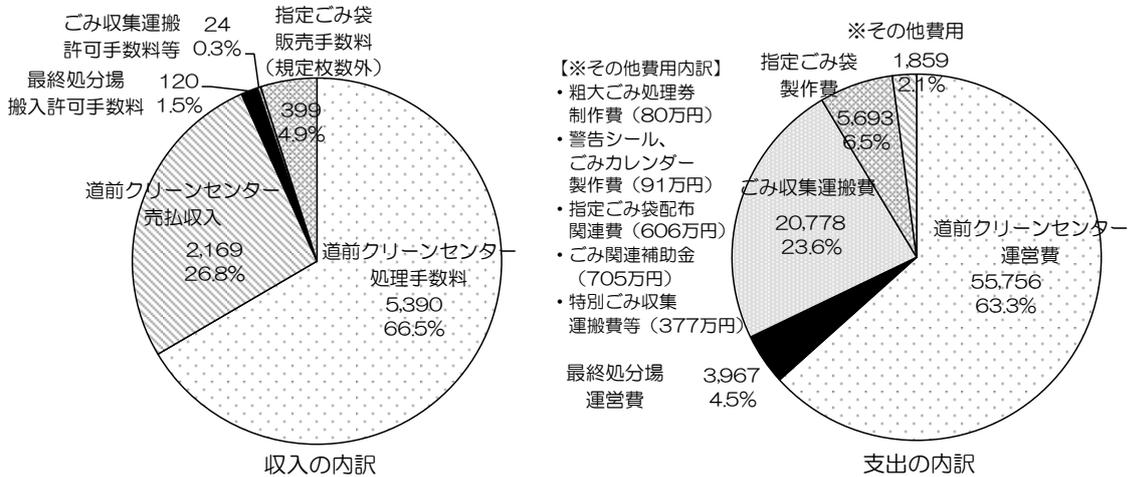
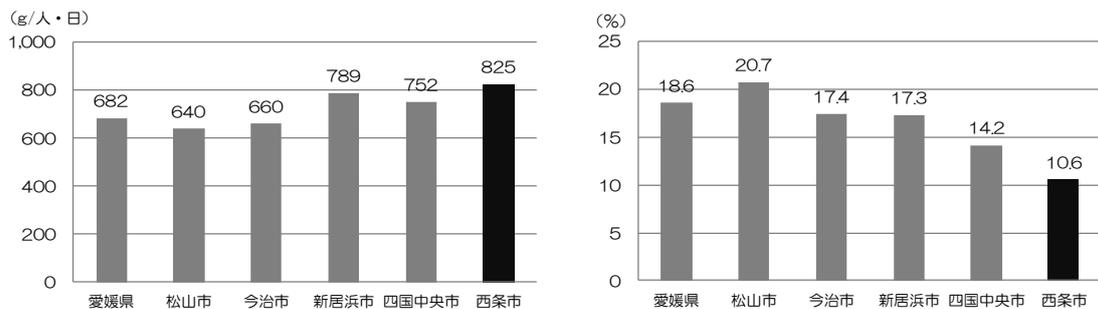


図1-4 収入・支出の内訳(単位:万円)

### ■1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率

平成26年度環境省の一般廃棄物処理実態調査から、本市の家庭からのごみ排出量は1人1日当たり825g/人・日で、近隣自治体と比較して多くなっています。

また、ごみを資源として再利用したリサイクル率は10.6%で、低い状況です。



(資料:平成26年度一般廃棄物処理実態調査(環境省))

図1-5 1人1日当たりのごみ排出量(左)とリサイクル率(右)